

報告第4号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年5月19日

北本市長 三 宮 幸 雄

専 決 処 分 書

北本市監査委員に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月30日

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市監査委員に関する条例の一部を改正する条例

北本市監査委員に関する条例（昭和42年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。